## 【介護付きホーム】介護付有料老人ホーム

## 料金表

# ツクイ・サンシャイン守山

ご契約形態は2つの方法からお選びいただけます。

## ■前払い方式

居室料の一部を前払いしていただき、毎月の費用を軽減するプランです。

サニンタ		月額利用料の内訳				
プラン名 	月額利用料	居室料	管理費	共益費	食費(30日分)	
前払金350万円プラン	305,186円	75,000円 (非課税)		56,000円 (非課税)	38,556円 (うち消費税2,856円)	
前払金600万円プラン	280,186円	50,000円 (非課税)	135,630円			
前払金850万円プラン	255,186円	25,000円 (非課税)	(うち消費税12,330円)			
前払金1,100万円プラン	230,186円	0円				

※前払金償却方法:前払金のうち、28%(※1)を入居時に償却、残りを72ヵ月(6年)均等償却いたします。

※返還金算出方法:((前払金-前払金の28%)÷想定居住期間の日数)×(想定居住期間の日数-入居期間の日数)

※三月以内の退居の場合の返還金算出方法:前払金-1日あたりの利用料(※2)×入居の日から起算して契約が解除され終了した日までの日数 ※想定居住期間72ヵ月(6年)経過後も居室料の変更はありません。

(※1)前払金の28%は想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額となります。

(※2)1日あたりの利用料とは前払金の算定根拠となった月々の償却額を30日として割り返した額(1円未満切り捨て)です。

## ■月払い方式 入居時の負担をなくし、毎月の費用をお支払いただくプランです。

		月額利用料の内訳				
プラン名 	月額利用料 ————————————————————————————————————	居室料	管理費	共益費	食費(30日分)	
月払いプラン	340,186円	110,000円	135,630円 (うち消費税12,330円)	56,000円 (非課税)	38,556円 (うち消費税2,856円)	

## 管理費管理費は以下のものに充当します。

- ・事務管理部門の人件費及び事務費
- ・栄養士その他フード部門の人件費
- ·厨房管理費及び備品

### 共益費 共益費は以下のものに充当します。 ・水道光熱費 ・共用施設維持管理費

#### 食 費 食材費として30日で計算した場合の料金です。

・朝食324円(うち消費税24円)

内訳

- 1日の・昼食453円(うち消費税33円)
  - ・おやつ118円(うち消費税8円)
  - ・夕食388円(うち消費税28円)
- ※食費の消費税は軽減税率の対象とし、1食につき640円 以下(税抜)の場合は、消費税率8%に基づき算定して います。

#### その他

- 月額利用料以外に、介護保険自己負担分、おむつ代、医療費など必要に応じて別途費用がかかります。
- 退居時に居室の原状回復のため実費を請求させていただく場合があります。(通常使用での自然消耗については原状回復の限りではありません。)
- 適切な介護サービスをご提供するために一定期間を設け、医師の意見を聞いたうえで居 室を変更させていただく場合があります。この場合ご本人および、身元引受人の同意のう えで実施いたします。
- 入居後に自立と判定された場合、月額利用料以外に生活サポート費として2,200円(うち消費税200円)/日が別途かかります。
- 前払金、居室料、共益費、介護保険自己負担分は非課税です。

#### ■介護保険自己負担分 (概算)

(1ヵ月/30日の場合)

	自己負担	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	1割	7,220円	11,894円	20,449円	22,858円	25,374円	27,711円	30,192円	
	2割	14,440円	23,787円	40,898円	45,715円	50,747円	55,421円	60,383円	
	3割	21,659円	35,680円	61,347円	68,572円	76,121円	83,131円	90,574円	

※上記「介護保険自己負担分」の表は、「個別機能訓練加算(II)」「個別機能訓練加算(II)」「科学的介護推進体制加算」「夜間看護体制加算(II)(要介護のみ)」 「協力医療機関連携加算」「高齢者施設等感染対策向上加算(II)」「生産性向上推進体制加算(II)」「介護職員等処遇改善加算(II)」 を含めた負担額(目安)を表示しております。

※施設の加算取得状況で算定した加算の内容により実際の自己負担額は異なります。また、加算の適用条件は個人により異なります。

※自己負担の割合は「介護保険負担割合証」をご確認ください。

